

対応方針に対する回答（国土交通省）

分野	行政への入札・契約に関する手続
省庁名	国土交通省
論点	<p>1. 共通事項</p> <p>①取組の目的は、行政手続コスト（事業者の作業時間）の削減とする。 ※ここで言う「行政手続コスト」は、「行政手続部会とりまとめ」における「事業者の作業時間」とする。</p> <p>②取組に際しては、「行政手続コストの20%以上削減」という数値目標を設定する。</p> <p>③取組期間は、原則2020年までとする。 ※2017年度の「行政手続コスト」の算出は、2018年●月までに行う。このコストを2020年までに20%以上削減することを取組目標とする。</p> <p>④登記事項証明書及び納税証明書の写しについては、足並みを揃えて行政機関間の情報連携により提出不要となるよう検討する。</p>
【回答】	<p>①② 「行政手続コストの20%以上削減」という数値目標の設定に異存はないが、具体的な指標設定の方法等については、今後、事務局と調整してまいりたい。</p> <p>③ 原則2020年までとする取組期間について異存はない。 また、「行政手続コスト」については、2018年9月までを目処に検討・算出してまいりたい。</p> <p>④ 登記事項証明書及び納税証明書の写しについては、内閣府による省庁横断的な調整を前提に、提出不要とする方向で検討してまいりたい。</p>

分野	行政への入札・契約に関する手続
省庁名	国土交通省
論点	<p>3. 個別事項（建設工事・測量）</p> <p>①提出資料簡素化の取組（簡易確認型）について、2020年3月までの普及の数値目標を検討する。</p>
<p>【回答】</p> <p>① 異存はない。</p>	

分野	行政への入札・契約に関する手続
省庁名	国土交通省
論点	<p>3. 個別事項（建設工事・測量）</p> <p>②経営事項審査の申請書類等の簡素化について、電子申請化に先行して、2020年3月までに取り組める事項について検討する。</p>
<p>【回答】</p> <p>② 異存はない。</p>	